

27練福介第4945号
平成27年12月22日

練馬区介護サービス事業者 御中

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長事務取扱
福祉部参事 荷田 幸雄

マイナンバー制度開始による練馬区介護保険事務の取扱いについて（通知）

日頃より、介護保険制度の適正な運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）」の公布により、平成28年1月1日より、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号（以下「マイナンバー」という。）が追加されることとなりました。そのため、介護保険の一部の事務については、平成28年1月以降、申請書類にマイナンバーの記載が必要となります。

つきましては、マイナンバー制度の開始にあたり、練馬区介護保険事務で改正する申請書類およびマイナンバーの取り扱いにおける留意事項について、下記のとおりご案内いたします。

各事業者におかれましては、適切な事務処理にご協力をお願いいたします。

記

1 平成28年1月より改正する申請書類について

(1) 対象申請書類

別紙1のとおり

(2) 使用開始時期

平成28年1月～

※ 1月以降、現在の申請書様式も使用できますが、できる限り改正後の様式での申請をお願いします。

(3) 申請書類の掲示および使用

練馬区ホームページに掲載しますので、原則、ダウンロードしてご使用ください。

※ 一部の様式については、事務の都合上、掲載していないものもあります。

2 マイナンバーの取扱いにおける留意事項

(1) 介護事業者等における利用者等のマイナンバーの取扱いについて

平成27年12月15日付け厚生労働省老健局事務連絡「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）」および平成27年12月17日付け厚生労働省事務連絡「施設等における特定個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、適切なお対応をお願いします。

また、厚生労働省老健局より平成27年12月15日に発出された「介護保険最新情報V o 1 . 5 0 6 (介護保険分野等における番号制度の導入について(依頼))」についても、合わせてご参照ください。

上記の厚生労働省事務連絡および介護保険最新情報については、以下にてご案内しています。

【厚生労働省事務連絡】 ※予定

練馬区ホームページ(トップページ>暮らしのガイド>介護保険>事業者向け)

【介護保険最新情報】

福祉・保健・医療情報ネットワーク 「WAN NET (ワムネット)」等

(2) 事業者としてのマイナンバーの取扱いについて

介護事業者においては、従業員等の給与所得の源泉徴収の事務や健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得届等、様々な事務でマイナンバーを取り扱うこととなりますが、事業者としてのマイナンバーの取扱いについては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」(特定個人情報保護委員会)を参照してください。

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）】

特定個人情報保護委員会ホームページ (<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>)

3 問合せ先

(1) 練馬区介護保険事務の取扱いについて

① 各申請書の取扱いについて

ア 要介護（要支援）認定申請

介護保険課認定審査会担当係 03-5984-2867（直通）

イ 介護保険被保険者証等

介護保険課資格係 03-5984-4592（直通）

ウ 高額介護サービス費等支給申請、負担限度額認定申請等

介護保険課給付係 03-5984-4591（直通）

- ② 本人確認資料等について
介護保険課管理係 03-5984-2863 (直通)

(2) マイナンバー制度全般について

- ① 練馬区のマイナンバー制度対応について
練馬区マイナンバー制度コールセンター
0570-03-3178 (直通)

- ② マイナンバー制度全般の相談について
マイナンバー総合フリーダイヤル (国)
0120-95-0178 (直通)

4 その他

この度、厚生労働省よりマイナンバーの取扱いにおける案内(2(1)に記述の厚生労働省事務連絡)がありましたので、平成27年12月に予定していた区の説明会は中止とし、当通知でのご案内にかえさせていただきます。

制度開始直前のご案内となったことを深くお詫び申しあげますとともに、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【担当】

練馬区高齢施策担当部介護保険課管理係
電話 03-5984-2863

別紙 1

平成 28 年 1 月より改正する申請書類

No.	申請書名	様式 (根拠条文) ※	担当
1	介護保険 資格取得・異動・喪失届	第 1 号様式 (第 9 条関係)	資格係
2	介護保険 住所地特例適用・変更・終了届	第 2 号様式 (第 9 条関係)	資格係
3	介護保険 被保険者証交付申請書	第 3 号様式 (第 9 条関係)	資格係
4	介護保険 被保険者証・負担割合証再交付申請書	第 4 号様式 (第 9 条関係)	資格係
5	介護保険 要介護認定・要支援認定申請書	第 6 号様式 (第 12 条関係)	認定審査会 担当係
6	介護保険 高額介護（介護予防）サービス費等支給申請書	第 21 号様式 (第 13 条関係)	給付係
7	介護保険 基準収入額適用申請書	第 21 号様式の 2 (第 13 条関係)	給付係
8	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	第 21 号様式の 3 (第 13 条関係)	給付係
9	介護保険 負担限度額認定申請書	第 22 号様式 (第 13 条関係)	給付係
10	介護保険 負担限度額・特定負担限度額・利用者負担額減額・免除等（旧措置入所者）認定証再交付申請書	第 23 号様式 (第 13 条関係)	給付係
11	介護保険特例 負担限度額・特定負担限度額（旧措置入所者）認定申請書	第 24 号様式 (第 13 条関係)	給付係

※ 練馬区介護保険条例施行規則

※ 介護保険サービス種類変更申請書は未使用。